

合同会社ユー・エス・ジェイに対する差止請求訴訟についての大阪高等裁判所 2024年12月19日判決について（請求棄却）

K C' s U S J 差止請求訴訟弁護団

合同会社ユー・エス・ジェイに対する消費者契約法に基づく不当条項使用差止請求訴訟事件について、2024年12月19日13:30から大阪高等裁判所にて判決言渡しがありました。

裁判所は当団体の請求をいずれも棄却しました。

当団体は、合同会社ユー・エス・ジェイの運営するユニバーサル・スタジオ・ジャパン（以下「USJ」といいます。）の「WEBチケットストア利用規約」の契約条項の削除などを求め、2019年10月16日、大阪地裁に差止請求訴訟を提起しました。2023年7月21日に控訴棄却の一審判決が言い渡され、その判決を不服として2023年8月3日大阪高等裁判所に控訴したものです。

当団体が消費者契約法第10条（以下「法10条」といいます。）違反であるとして、差止請求を行った契約条項は下記の2点です。

【1】本件利用規約第8条第1項（以下「キャンセル不可条項」といいます。）

「チケットの種別、理由の如何にかかわらず、購入後のキャンセルは一切できません。但し、法令上の解除または無効事由等がお客様に認められる場合はこの限りではありません。」

【2】本件利用規約第3条第1項（以下「転売禁止条項」といいます。）

「お客様が、第三者にチケットを転売したり、転売のために第三者に提供することは、営利目的の有無にかかわらず、すべて禁止します。」（※）

※本件条項第3条第1項の「また、営利の目的として第三者にチケットを無償で譲渡することも、禁止します。」の部分は差止対象としない。

上記、当団体が提起した争点について、大阪高裁の判決は、概要、以下のとおりです。

【1】キャンセル不可条項について

1. 法10条前段該当性について

高裁判決は、役務提供契約に任意解約権が認められるかについて、典型的な役務提供契約において役務受領者にとって役務の提供を受けることが不要となった場合あるいは、役務の提供を受けることができなくなった場合にまで契約の終了を認めないことは社会経済的に非効率であるという部分は認めたものの、U S Jとのチケット購入契約は典型的な役務提供契約とは異なり、個々の顧客とU S Jの間に人的信頼関係がないとして、人的信頼関係を基礎とする委任契約に認められている民法651条を類推適用して任意解約権を認めることはできないと判示しました。そのため、10条前段該当性は認められませんでした。

2. 10条後段該当性について

高裁判決は、U S Jが販売するチケットは一般消費者が購入するチケットとしては高額であり、購入者の経済的負担は軽視できないとしながらも、チケット購入者が役務の提供を受けられなかった場合においても、U S Jは、変わらず役務を提供せざるを得ないシステムになっているのであるから、顧客が任意にキャンセルできるとすれば、U S Jが役務提供のために要した費用に見合った収入を得られなくなる恐れがあることを指摘して、10条後段該当性を認めませんでした。

【2】転売禁止条項について

1. 10条前段該当性について

高裁判決は、一審判決と立場を変更し、転売禁止については、チケットの転売は、契約上の地位の移転ではなく、債権譲渡であると判断しました。その理由としては、役務の提供を受ける権利は、チケットの所有権の移転に伴って移転し、チケットの所有者が役務の提供を受ける権利を有する者として取り扱われてきたことは公知の事実であるとししました。

その結果、チケットの転売を禁止することは、商慣行として定着していたチケットの有価証券類似の機能を新たに制限するものであって、原則自由とされている債権譲渡を制限することになり、任意規定の適用による場合と比較して消費者の権利を制限するものであるとして、10条前段該当性を認めました。

2. 10条後段該当性について

役務の提供が不要となった場合あるいは役務の提供を受けることができなくなった場合であっても、U S Jは、変わらず役務を提供せざるを得ないシステムになっており、U S Jが転売目的でチケットを購入した者と後

発的にチケットが不要となった一般購入者の客観的区別は、困難でかつ転売価格を知ることもできないから、これらの区別なく一律に転売を禁止することはやむを得ないものと判示しました。

そして転売の禁止については、高額な転売を目的とする者の買い占めを防止し、それによって消費者である顧客に対し、自由な転売市場において形成されるであろう高額な転売価格に比べて、低廉な定価で安定してチケットを購入できる機会を保障するという消費者にとって利益となる目的効果が認められるとして、10条後段該当性を否定しました。

高裁判決に対する当団体の評価

転売禁止条項は「債権譲渡契約である」として、10条前段該当性を認め、チケットの転売等に関する制限が法10条の問題となりうるとしたことは、実態に即したものであり、一步前進といえます。

しかし、この判決は消費者の利益擁護という観点からすると、大きな問題をはらんでいると言わなければなりません。とりわけキャンセル不可条項に関し、10条前段該当性を認めなかったことは、解約を制限する条項に関する被害救済の可能性を大きく狭めることとなります。

また、転売禁止条項は高額転売を防ぐことで消費者の利益につながっているとして、10条後段該当性を認めなかったことも問題です。本件条項の制限は非常に強力であり、「転売禁止」を謳えばどんな権利制限も認められることになりかねません。コンサートチケット等、チケットの転売を禁止する他事業者はリセールサイトを設置する等して、定価以下での再販売を認めていることと比較すれば、本件条項は、当日たまたま行けなくなったチケット購買者にすべての負担と責任を押し付けるものであり、消費者の利益を一方的に害するものといえます。

当団体は、高裁判決を不服として2024年12月27日、大阪高等裁判所に上告状、上告受理申立書を提出しました。